

平成29年第 2 回定例会

(第 3 日)

平成29年 6 月13日

平成29年第2回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成29年6月13日（火）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。
 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
 本日は、第5席から第6席までを予定しております。
 第5席、17番、齋藤律子議員の一般質問を許します。
 齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
 齋藤律子議員の一般質問を許可します。
 齋藤律子議員、質問席へ移動願います。
 (齋藤律子議員、質問席へ移動)

○17番
(齋藤律子議員)

おはようございます。

一般質問2日目の登壇となりました日本共産党、17番、齋藤律子です。それでは、通告に沿って質問を行います。

まず、最初の質問は、青森県地域医療構想について、地域医療構想についての見解と平川市民への影響についてお尋ねをします。

平成28年3月に策定された青森県地域医療構想は、団塊の世代がすべて75歳以上になるの見込んだ平成37年までに青森県全体で2,399床の病床を削減する計画を発表しました。

その10月、県は津軽地域の調整会議で、公的病院の病床削減の具体化として、弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の統合計画、大鰐町立大鰐病院の無床診療化を発表しました。黒石市の黒石病院の病床削減も示されました。

この津軽地域は、病床数が1,000床ほど減らされることになり、高齢人口が進展し、医療・介護のニーズが増大すると見込まれている中、提供されるべき医療の量と質が果たして賄われるのかどうか危惧され、県の地域医療構想には、一市民として命の保証はどうなるのか不安を抱かずにはられません。

また、地域医療構想は、「医療の需要を評価し、今後の人口動態を加味して平成37年の病床数を計算した。」としていますが、推計のもととなっているがん、脳卒中、肺炎など主な5つの疾病が何人に発症し、何人が重症で、何床が必要かを計算したように取れますが、決して提供されるべき医療の量と質を計算したものではないとのことです。削減計算は診療報酬明細書、レセプトのデータを使い、一日の医療費を当てはめたものとなっています。

医療関係者からは、診療報酬の仕組みは複雑で、さまざまな誘導策が組み込まれているため、医療費が医療の量・質と関連しているとは限らないと指摘をしています。医療費から医療の必要量を推計することは、あまりにも乱暴な手法だと批判しています。

入院ベッド数が1,000床ほど減らされる推計の津軽地域ですが、考え方として、一部の入院受療者を在宅医療等で対応するともしています。

病床を減らすことで医療費を減らしたい、これがねらいのようですが、このような考え方で市民の命が守れるのかどうか心配になります。

市民の命を守る立場の長尾市長は、このような推計方法は実態に即していると考えているのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、近隣の病院の病床数が減ることとなれば、救急搬送を含め、必要な入院治療を受けられない市民が出てくるのではないかと。病床数削減が市民に及ぼす影響について、どのようにとらえているのでしょうか。県地域医療構想についての御見解と、市民への影響を併せてお知らせください。御答弁をお願いいたします。

○議長
○市長

市長、答弁願います。

齋藤律子議員の、青森県地域医療構想についての見解と平川市民への影

(長尾忠行)

響についての御質問にお答えをいたします。

青森県地域医療構想につきましては、地域の実情や患者のニーズに応じて、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制を確保するために策定されたと考えております。

構想に示された必要病床等の推計については、患者や家族が希望する場所で安心して医療・介護サービスを受けられるよう、在宅医療提供体制の整備を促進するという施策の方向性が示されたことから、このことを前提とした各地域ごとの人口や入院・外来患者数等の現状を分析したうえで算出されたものであります。今後、専門的な知見から津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会における医療機能部会や、県が実施する地域医療構想調整会議において適正な必要病床数などが協議されていくものと考えております。

次に、市民生活に及ぼす影響についてですが、この構想は、中核病院の設置や機能の分担により二次救急医療体制が確保され、専門的で高度な医療の安定した享受を目指しての構想であります。

津軽地域の病床の稼働率を見ますと、現在の病床数は過剰と認識しております。いずれにいたしましても市民が安心して暮らせる医療体制が構築されていくよう、本市といたしましても協議の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

市民の命を守る市長としては、県のこの地域医療構想を支持するという答弁でした。サービスが過不足なく受けられるように策定して、いろいろな分析をしたうえでつくられたものということで、市民生活も、この津軽地域は過剰だということも答弁としてなされました。

いま、実態としてはこれ、国の方針でこのようになっているわけですが、入院をしてもやっぱり在宅に早く帰そうとする。在宅に帰っても普通の生活がすぐできるのでないので、とても不安だ。なかなか置いてくれない。こういう声がやっぱり聞こえるわけです。そういうことからして、この津軽地域で1,000床ほど、入院ベッドが1,000も減らされる計画。これに対してまず、このサービスは過剰だからこの計画は適正な計画であるという、こういう答弁でありました。

そういうことからこの、医療の専門家がやはり見るわけですが、先ほども言ったようにレセプトを中心にデータを取ってやっていると。レセプトは、私も質問で述べましたが、これはいろいろな誘導策があって、医療の量と質をそのまますぐとは直結しないものだというので述べているわけです。そういうことからして、この地域医療構想が医療難民を広げるのではないかとこう危惧しているわけです。平川市には病院はありません。平川病院が廃止となって、まず救急車はあってもすぐストレートに行く病院がなくなったわけで、弘前の病院にたくさん救急車が走ることもなる

わけです。

総合病院のつがる市の評価ですが、これがこういういち早く西北五の医療圏で行われたんですが、ここでは救急を担ってきた救急医療のシステムが大変混乱をして、やっぱり現場ではすごい過重労働になっているということです。新聞などにも書かれておりましたが、まずこういうことを発表されても、在宅医療と言っても医師が不足なんだからできるわけがない、こういう自治体もいるわけですが、市長はそのことに対してどのようにお考えですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

齋藤議員、かなりいま、病床数が減ることに関してかなり危惧されておられるようでありますけれど、当地域にとって、医療にとって一番大事なのは、二次救急体制の体制を確立していくことが一番大事ではないかなというふうに考えております。現在、この救急病院の輪番制、弘前市、黒石病院も入りますけれど、なかなか受け入れるところがなくなってきて輪番がかなり苦しくなっている中で、この津軽地域の地域医療構想の中でそれらを適切なものにしていくための医療構想であると私は認識しておりますので、ぜひとも早急にこういう構想が整備されることを私自身は望んでおります。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

まったくの見解の相違で、このことが始まって、団塊の世代がすべて75歳になる平成37年、2025年、このときどきのようになっているのかということで、それまで待つしかないのかなと市長の答弁を聞きながら思いましたが、まったくここは見解の相違で平行線をたどるばかりですので、市長がおっしゃるように、これが適正で大変分析されたうえでつくられたもので、サービスが過不足なく策定されているんだという、ここをまず1つは、私の考えは違いますがこれは見守って、また、そうならないように、医療難民をつくったりしないようにそこは十分にこれからも声を出していきたいと思いますが、まずもう1つです。

入院したくてもなかなか受け皿がない。こういう状況になると、在宅医療ということであるんですが、それも医師が不足でなかなか大変だなと私は思っているわけです。

1番は、健康長寿ナンバーワンの平川市を目指すんだと、こう目標に掲げているわけなんですから、こういう構想のもとでは健康な市民を増やしていかなきゃいけない。それに尽きるのではないか。要するに自分の努力ですね。それから市の努力。これをやっぱりやっつけていかないと、とても病気になる場合困るということに、大体こう目に見えているわけですが、そのためにはこの平川市というのはどういうところなのか、青森県というのはどういうところなのか、やっぱりこの構想の裏にあるものをきちんと把握をしなければいけない。やはり平均寿命、男性も女性もワースト1位です。47位です。男性は77.28、女性は85.34、こうなります。全がん死亡

率、これも男女とも4年連続1位という、こう書かれています。大腸がんの死亡率も男性4年連続1位、女性も4年連続1位。肺がん死亡率はこれ、男女とも1位だそうで、これは連続はしてないようですが、こういうふうなことで平川市も、市の部分ではかつて報道になったようにワースト10の中に大体すべて入ってるんじゃないかなとこう思っておりますので、まず市長がこれは適正な計画だと言うのであれば、私はここをもっと強化する必要はあるんじゃないかとこう思っています。そうでなければ、これはなかなか達成は困難だと思っておりますが、そう簡単に1年2年でできるものでもなくて10年以上かかる。20年というか、一生ですね。これは市があり続ける間、やっぱり頑張っていかなければいけない事項ではないかと思っております。そういうことでこの、いま受診率を上げる。早期発見、早期治療ということで頑張っておりますが、受診率、検診率を高めたとしてもこれは達成できるものではない。いま取っかかりです。じゃ、何をしなくちゃいけないのか。そちらの議論に入らせていただきます。

いろいろデータヘルスとか分析をして、平川市はどのようになっているのか。生活習慣病がすごく多い。糖尿病なども予備軍が多い。こう言われているわけですが、やっぱりその分析をしっかりして原因を探って、どのような対策を考えるか。いまは見解とか、市民への影響を聞いたわけです。市民の影響はあまりないよという御答弁ですが、それならば、でも実際はこういうふうに変なワーストの平川市なわけですから、それも青森県一になるとこう言っているんですから、これもなかなか大変なことであります。秋田とは、次のワースト2の秋田とは1歳ぐらい違うんですが、この1歳をクリアするという事は相当なものだということもお医者さんから聞いております。そうであるならば、市長はどのようなこの、こういう発表されて大変になるかもしれないという中で、やっぱり市民をどのようなことに導いていくのか、どういう対策を考えているのか、お示しを願いたいと思います。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、当市の平均寿命というのは非常に短いということは確かでございます。その要因としては、疾病による死亡もありますけれど、一時的には自殺の方が多いというふうなこともその中にはありました。現在は改善されてきております。そういうことをかんがみながら、当市では、まず青森県ナンバーワンの健康長寿のまちを目指そうということで、健康づくり宣言をさせていただきました。その中にあっては、まずは受診していただいて受診率を上げていただくということ。これは健康推進員の方々には頑張っていておりますし、続いて、生活習慣病をなくするために努力を続けていこうということ。そして3つ目は体を動かすこと、運動することによって健康を保っていこうということ。そして4つ目は心の健康、そして5つ目は健康に対する学びと言いますか、食育を小さいときから進めていこうではないかと。この5つの柱のもとに、健康づくり宣

言をさせていただきますし、健康長寿の青森県ナンバーワンのまちを目指していこうということで、平成27年10月に宣言をさせていただきます。生涯健康であるための健康診査の受診や、スポーツによる健康づくり、食育などの施策を実施し、生活習慣病の予防に努めてまいりましたし、これからも努めてまいりたいと思います。

これからの引き続きの取り組みについては、これはですね、さまざまなことは考えられるんですが、これまでの取り組みの中で見えてきたことというのは1つありまして、これは糖尿病を基礎疾患とするがんや心疾患、脳血管疾患に至るケースは、非糖尿病患者に比べても多いのが実情であり、全国的な傾向でもあります。これらの改善が必要であるというふうに考えております。

このことから、生活習慣病である糖尿病への積極的なアプローチが重要と考えており、当市といたしましては、従来の健診や健康づくり、食育などの事業強化を図りつつ、さらには、医療機関との連携を図りながら保健指導を実施する糖尿病等の重症化予防に取り組んでまいりたいと考えております。

重症化するリスクの高い未受診者等に対する受診勧奨を行うとともに、主治医と連携した保健指導を行ってまいりたいと思います。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

それは、市の健診の結果を受けて、保健師を始めとする職員が一生懸命これは働き盛りを倒れさせてはならないとこういうことで、合併症を防ぐ、重症化を防ぐということで、それは頑張っていくのはいいんです。ただ、いろいろアドバルーンを上げて、具体的には一体何をするのか。市民に何をしてもらおうのか。そういう具体的などころがないと私はこれ、ちょっと実らない政策ではないかなと思っています。

ナンバーワンということはいいことですが、やはり何かそこに1つ、例えばある町で行っている朝御飯を食べよう、米の消費拡大も併せてでしようが、やっぱり朝はきちんと御飯を食べましょうと。そして、1日のエネルギーをちゃんとしっかりととってから仕事や勉強をしましょうという、こういうこととか、小ちなことでもいいから何かそういうことをやらないといけないのじゃないか。じゃ、糖尿病のことで言うと子どものときからの食生活、この習慣、必要だと思います。やっぱり子どもの、もちろん家庭の子どもの健診を通じて親にもそうですが保育園、学校、いろいろとやることがあると思うんです。1つ何か貫いたものをやっぱり考えないと、いつも市長がこういう理想を掲げていても、私はこれが絶対ナンバーワンにはなれないと思います。

秋田では、青森がせめて秋田を抜こうと、こういうことですが、ちょっと余計なお世話みたいに思っている節があるようです。これ、実際聞いた話ですが。やっぱり、1歳平均寿命でも上げるとなれば、これかなりのものだということを、根本的な問題、この青森県平川市は抱えているわけで

すから、そこで何か、食育なら、食育もちょっと下火になってきましたけれども、この子どもからのやっぱり食育教育、これ大事です。ですが何をやっぱりやっていくのか、そこをやっぱり打ち出さない限りは難しいと思います。糖尿病が悪化しないように、医療費をかからないようにするのは確かなことではありますが、子どものときから糖尿病にならない食生活、習慣や運動、そういうことを考えれば、何か打ち出すものがあるんじゃないですか。何か思いつくことありませんか。最後になりますが、よろしくお願ひします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

私は、まずは高い目標を掲げて、それに向かって努力していくことが大事だというふうに考えております。議員御指摘のその食育等に関しましても、教育委員会とも連携しながら取り組んでおりますし、健康ポイント制度、これらも活用させていただいて受診率の向上を図っております。また、保健協力員の皆さんにもいろいろお願ひをしながら、未受診の方々の解消を図っておりますし、食生活改善推進員の皆さんにも御協力をいただきながら、食育に関することも推進してまいっております。これらのことを推進しながら、議員のほうから御指摘がありました朝御飯を食べるというふうなことも、これも大事なことであります。これも食生活の改善の中で進めていくことが重要であるというふうに考えておりますし、それらのことを総合的に考えて推進して、青森県健康長寿ナンバーワンを目指していきたいというふうに考えております。

ただ、平均寿命の一番高い、長いと言いますか、長野県と比べて青森県は食生活のうえで何が一番違うかという、野菜の摂取量だそうでございます。これらについてもかんがみながら、これからの健康寿命アップのためには、食育に関しては大事なことであろうかと思ひますので、今後取り組んでまいりたいと思ひますし、特に、健康推進のためには適度な運動というのが非常に大事でありますので、それらのことも今後推進してまいりたいと思ひます。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

それでは、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、平川市財政運営計画についてお尋ねをいたします。

平成35年まで推計の平成28年度財政運営計画について、長期運営計画策定と合併特例債満額発行について質問をします。

平成28年8月策定の平川市財政運営計画は、平成27年から平成35年までの9年間推計されています。地方交付税の算定替えや消費税10%への増税、合併特例債発行期限平成32年を盛り込みながら、平成35年まで推計されています。

平成18年1月1日に碓ヶ関村、尾上町、平賀町が合併し平川市となりましたが、当時の財政に対する議論を思い出してみますと、合併10年後の算定替えによる地方交付税の減少に備える財政、合併特例債は33.5%が市の

借金として残るために満額発行は自重すべき、普通建設事業費は道路の穴ぼこの補修くらいしか見込めない、こうした説明がなされたのを記憶しています。

平成23年の東日本大震災で合併特例債発行期限が5年間延長されたことに伴い、平川市は本庁舎建設を始め特例債満額発行の方向へと動くこととなっています。合併振興基金17億3,890万円を含んだ合併特例債発行可能額、市では約150億と言っていますが149億3,840万円、平成27年までの発行済額は39億4,650万円です。あと平成28年、発行期限の平成32年までは99億8,990万円、約100億円発行可能額があります。この合併予定総額は139億3,640万円となりますから、市の計画では10億円分残すこととなっています。

自主財源に乏しく地方交付税に依存せざるを得ない財政基盤の弱い平川市であることから、特例債満額発行後の財政がどのようになるのかが一番心配になるところです。

例えば、本庁舎建設事業は、平成28年度から合併特例債発行期限の平成38年度にかけて合併特例債を活用する事業であり、平成29年度から長期間にわたって償還していかなければならない事業であります。しかし、計画期間が平成35年度までとなっていることから、肝心の償還の見通しが見えない状況であります。

また、合併特例債に限らず、昨日の山口金光議員の一般質問の答弁にもありましたが、これから新規に発生する起債を活用とした公共施設の更新についても同様であります。公共施設の更新と維持管理、起債の活用と償還を考慮した、さらに長期的な視点を持った推計、計画づくりが必要であると考えますが、市長はどのように考えているのでしょうか。

財政運営計画の説明では、体育館は平成33年度以降としておりますが、できれば体育館建設も特例債発行額の中に組み入れ、建設したい考えのようです。特例債満額発行について、市の考え方をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

市の財政運営計画と合併特例債満額発行について御質問がございました。

(長尾忠行)

まず、長期的な財政運営計画の策定についてお答えをいたします。

財政運営計画は通常5年後までを推計して作成しておりますが、合併特例債の発行額が多額なことから、その償還額が財政運営計画に大きく影響するため、近年は財政運営計画を5年間ではなく合併特例債の発行期限から3年後の平成35年までとし策定しております。

また、償還の見通しが見えにくいとの御指摘ではありますが、財政運営計画では、起債の残高のピークは平成33年度、償還額のピークは平成34年度となっており、それ以降も急激な負担増となることはなく、緩やかに減少していく見込みとなっております。今後も起債の残高や交付税算入額、基金の残高を考慮することで、長期的な視点を持った計画づくりをしてまいりたいと考えております。

また、現行の計画期間より、さらに長期の財政運営計画の考え方についてでありますけれど、昨日、山口議員のほうにも答弁いたしました。推計に当たっては、地方交付税や普通建設事業にかかる公債費、扶助費の動向など、不確定要素が非常に多いものとならざるを得ません。そのため、長期的に試算した場合には大きな誤差を含む計画となり、数値的な精度は極めて低いものになってしまうことから、計画期間については、今後も現状の考え方で策定してまいりたいと考えております。

次に、合併特例債の満額発行についてであります。

平成28年度に策定した財政運営計画における合併特例債事業については、起債限度額の満額発行ではなく、一部留保した起債額で計画しております。これは、建設事業費の高騰などに対応できるようにしているためですが、仮に、発行可能額に余裕が生じた場合、大変有利な起債ですので、合併特例債の対象事業となり得る事業については、最大限活用してまいりたいと考えております。

また、起債を限度額まで発行した場合においても、現在のところ、平成35年度末の基金残高を40億円程度保持できる見通しとなっており、それ以降の償還についても、市民サービスの低下を招かず、過度の財政負担を生じることのないよう計画的に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

これもいろいろ相違がありますが、平成の大合併の十数年前はですね、やっぱり10年間ぐらいの推計を立てて、私たちも説明を受けました。国が1,000兆円を超える借金があるわけですから、この自治体の合併でスリム化をしようと、こういうことで行われた合併ですが、そのためにこの財政もとても緊縮で、この平川市も合併した数年はとても厳しいものです。退職した職員たちからも、もうこれは職員と市民の血と涙の結晶だと、そして毎回その残せるお金を貯めていこうとしてやっぱり残して、2億円、3億円と厳しい中で残して行って、現在に至っているわけです。

ところが、今度はですね、近年は発行期限から3年間大体立てればいいんだと。ですから35年までと言いましたが、市長はいま答弁で34年度がピークになると。その後はゆるやかに減少していく。私たちにも、このゆるやかに減少していくのを示してください。市長だけが知っていてもよくないですから、やっぱりその示したもので、なるほど、ゆるやかに減少していくんだなということを知りたいと思いました。いかがでしょうか。

○議長

○企画財政部長

(須藤秀人)

企画財政部長。

34年度以降のゆるやかな減少について数値的に示すことができないのかという御質問ですけれども、昨年度つくりました財政運営計画の中で、我々のほうで内部的に試算した結果を申し上げますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、我々の試算では残高のピークは平成33年度、額的には約153億円、それから償還額のピークは先ほど市長が言いましたけれども平成

34年度、これは約22億円程度です。その後の試算、あくまでもピークですので、我々の試算では34年度以降、その22億円のピークを一番のピークとして、次の年あたりからは21億円程度で推移していくものと試算しております。数値的なことを出しました。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

市ではちゃんと試算をしているわけですね。先ほど、数値は精度が低くなると。不確定要素をたくさん含んでいるから、どんどん変わっていくからこれでいいんだというような御答弁です。ちゃんと試算してるんですから、数値が狂ったとか、けしからぬとか、そういうことではないわけです。いまこういうふうに、ピーク後に緩やかに減少していくんだという試算をしているわけですから、一応いまの時点の試算ではこうなっておりますよということをやっぱり示す必要があるんじゃないでしょうか。そうでなければこれ、市民もこれから大きな大型事業がたくさん続くわけですから、これやっぱり応援する気持ちにもなれないし、不安を抱えていくと思うんです。ですからいま、こういう答弁の中でちゃんと試算を持っているということわかりましたから、昨日は山口金光議員は40年という長期でした。それはそれでまたいろいろと昨日の議論を聞いていて、なかなかそれは大変なものがあるかもしれないけれども、この35年から数年間はそういうふうを持っているわけですから、ぜひこれを公表してください。市長、いかがですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

試算というのは、これは推計はずっと行政の立場としてやっていきます。ただ、その数値的なものをすぐにすべて公表できるかということ、それはなかなか不確定な要素があるものでありますので難しいというふうに考えております。この財政運営計画は毎年毎年変わっていきます。ですから、基金残高等にも変化がありますし、例えば、今年度7億円ほど基金を取り崩して予算を組みました。ところがその予算を、最終的に決算が出た場合、昨年度を見てでも約5億円近くですか、基金のほうにまた繰り戻しをするというふうな、これは公共施設等管理基金のほうに約3億円繰り入れしています。そういうふうなことを繰り返しながら財政運営計画を立てていますので、大体通常は先ほど答弁申し上げました5年間、ただ、合併特例債を使って建設事業費が増大している中であっては、ほかに3年間をプラスして8年間を公表して、いま試算を皆さんのところにお示ししているわけでありまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)
○議長
○企画財政部長
(須藤秀人)

齋藤律子議員。

試算を公表しているということですが、推計じゃないですか、市長の答弁。

企画財政部長。

私、先ほどその移行も緩やかに平準化していくということを言いましたけれども、私どものほうでいま試算しているのは、あくまでも35年度までの

- 議長
- 17番
(齋藤律子議員)

残高の試算です。36年度以降は試算はしておりません。

齋藤律子議員。

34年度をピークに、負担増となることもなく緩やかに減少していくんだと。35年度までこう財政運営計画を立てて、私たち議会にも示しているわけです。しかし、緩やかに減少していくということは、それなりに市としても試算を持っているものだなと、こういまの一般質問で解釈をしております。

いずれにせよ、今後、体育館の建設問題、それから緊急防災何とかっていう整備の事業ですか、これは起債が有利だと。100%起債をして、そして70%が交付税算入されるということも併せて行っていこうとしているし、必要なものはたしか行わなければいけない。この合併特例債は95%起債が可能で、そのうち30%が借金に残るわけです。33.5%残るわけです。5%は自主財源ですから、これも有利な起債だと。私が有利な起債だからもうこの際いっぱい借りましょうということには、まず今後の国の財政やら見ればですね、大変厳しいものがあるなど。地方にも押し寄せて来るものあるかなと思うので、満額発行はいかがなものかと。そのためには、きちんとした推計なり計画なりをお示しく下さいと言ってるんですが、なかなかここはちょっと平行線をたどる議論になると思うのであります。それで、この28年に示されたこの財政運営計画ですが、ここには合併特例債に発行額、合併振興基金17億3,590万円も含むということで、発行可能額が149億幾らとこうなってますが、この合併振興基金、基金の状況という、6ページにですね、18億2,730万円というふうに書かれているわけです。それから、基金も全部、温泉管理基金なるものもみんな入れて基金の合計が41億4,050万円、こういうふうになっているんですが、ここら辺もいろいろと議論したいところではあります。いずれにせよ体育館の入札減などで合併特例債の対象事業に入れようと、こういうことですべて完成したときの青写真なんかもこうできているわけですから、ちゃんとここをはっきりとこうですよということをやっぱり言っていけないと私たちもその議論に入れないし、今後の将来にやっぱり責任を持つ議論をしていけなと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、空き家対策にかかわる平川市の取り組みについてお尋ねをします。

近年、増加の傾向をたどる空き家ですが、全国では820万戸とされ、平川市でも465件、全体の3.6%という数字が発表となっています。空き家等の適正管理及び有効活用に関し必要な事項を定めるとした平成27年3月16日策定の平川市空き家等の適正管理に関する条例は、平成28年9月16日改正され、平川市空家等対策計画の策定を進めていると聞いています。

そこで、①から⑤までありますが、その空家等対策計画の策定について、現在の策定状況をお知らせください。

②特定空家等の措置状況について。特定空家等に対して措置を進めると伺っておりますが、現在の特定空家等の認定、措置の状況についてお尋ねをいたします。答弁をお願いします。

③について、除却に対する助成制度について。今後空家等対策計画を策定していろいろな制度を検討・実施していくとしていますが、除却に対する助成制度について市の考えをお知らせください。答弁をお願いします。

④空き家バンクの設置状況について。空き家を有効活用するため、全国の多くの自治体で空き家バンクを設置し、空き家対策を実施しています。平川市でも設置を進めていると思いますが、現在の状況はどのようになっているのかお知らせください。答弁をお願いします。

⑤について、移住促進につなげる空き家活用推進事業についてお尋ねをします。青森県では、移住促進につなげる空き家活用推進事業を実施し、市町村への空き家対策支援を行うとしていますが、空き家を活用した移住促進対策について市はどのように考えているのかお知らせください。答弁をお願いします。

この①から⑤の質問事項は現在進行形の事項で、空家等対策計画など議会に対して説明がこれからなされるものと聞いております。お手をわずらわせませんが、答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

市長、答弁願ひます。

○議長

○市長

(長尾忠行)

空き家対策にかかわる平川市の取り組みについての御質問5点についてお答えをいたします。

まず、平川市空家等対策計画につきましてですが、昨年6月から庁内関係部局で組織する平川市空家等対策庁内検討委員会で協議を重ね、11月には地域住民や有識者等による平川市空家等対策協議会を設置して、意見をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

現在は、パブリックコメント手続きを終えて、6月6日に空家等対策協議会からの答申をいただいたことから、計画の策定・公表に向けて作業を進めているところでございます。

次の、特定空き家等の措置状況についてであります。

これまでのところ、特定空家等の認定、指導等の措置を行った例はございません。現在の状況を申しますと、所有者等の特定作業と並行しながら、昨年度の空家等実態調査の結果から、老朽度が高いと思われる空家等について、特定空家等に該当するか否かを判断するため、法に基づく立入調査を実施しているところでございます。その立入調査の結果をもとに、空家等対策協議会の意見をいただきながら順次、特定空家等を認定し、措置を進めていく予定としております。

次に、除却に対する助成制度についてでございますが、空家等は個人の財産であり、所有者等が管理することが原則であります。個人の財産への公費投入につきましては、さまざまな議論がございまして、市としては、老朽化した空家等がもたらす数々の危険から、地域住民の生命、身体また

は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図ることが重要であると考えております。

現在、庁内検討委員会及び空家等対策協議会において、除却の助成制度も含め、具体の取り組み案について協議を進めているところでございます。

次に、空き家バンクの設置状況についてでありますけれども、昨年度の空家等実態調査の結果をもとに、利活用可能な空き家については、空き家バンク制度による流通を促進させたいと考えております。

空き家バンクについては、弘前圏域定住自立圏において、圏域8市町村で広域設置するための協議を進めており、平成30年度の実施に向けて取り組んでおります。

最後に、移住促進につなげる空き家活用推進事業についてであります。

県が実施している移住促進につなげる空き家活用推進事業は、青森県基本計画重点事業の一つで、空き家コンシェルジュのサポートにより空き家所有者と移住希望者双方の不安を解消し、空き家の解消とともに移住を促進する、今年度からの新規事業です。

市といたしましても、この事業と連携を図りながら、移住促進につながるような空き家対策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

答弁が多岐にわたりました。ありがとうございました。

(齋藤律子議員)

まだこれから、いま協議の最中とか、これからのことであるのでなかなかこう再質問が難しいわけですが、④空き家バンクの設置状況について、まずここは30年度までに整えて実施にこぎつけたいということですが、この利活用の方針、市としては、いろいろ全国の自治体ではこの利活用に対し、いろいろ進めているところがあります。京都とか仙台とかあるんですが、平川市はその有効活用に対して何かこう、どういうふうにしたいか考え持っておりますか。お知らせください。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

空き家の有効活用についての考えありかということですが、まず私も一番いま当面急ぎたいのは、去年の空き家に対する調査結果を受けて、実際その中で友好的に活用できる空き家がどのくらいあるのかというのをこれから調査して、もちろんその所有者の立ち会い・了解を得たうえで、その数をこれから調査して確定していくことになります。その結果、実際にその意向を確認した結果、除却して廃屋にしたいんだとかいう意見もありますし、結果的に有効活用に変えられる空き家が幾らになるのかということの数を、確認を急ぎたいと思っております。

(須藤秀人)

そのうえで、じゃあどういふふうな有効活用があるのか。基本的には使えるのですから、先ほど申し上げました県との連携とか、これから想定しております弘前定住自立圏での空き家バンクの共通バンクですね。そういう制度もにらんでいますので、市単体としてまず空き家バンクの整備を図る。それと、その後、広域的な連携は組んでいきたい。市でやれることつ

というのは、その数にもよりますけどもやっぱり限られてくる部分もありますので、空き家を探す人たちの立場になって考えると、いい物件があれば当市に限らずほかの物件もということになると思うので、そこは何て言いますか、市独自としての対策というのはいまのところ具体的にないんですけども、連携を図りながらやっていきたいというのは、いまのところ言える考えでございます。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

空き家の活用は市の活性化にもつながる問題でありますので、なかなかこれ、いいアイデアを出すということはなかなかこれ難しいことでもあるかと思えます。いずれにせよ、これからのことであるかのような御答弁でした。

それで、⑤ですが、この移住促進につながる空き家の活用推進事業、これもやっぱり企画としては、非常にここが平川市の魅力を発信することにもつながるわけですから、また、移住する方は、平川市が魅力ある平川市、平川市の魅力に誘われて来るわけですから、これもまた難しいものがあると思うんですが、いろいろ観光資源に使っているいろんなところがあるんですが、平川市はまた具体的にはどういう考えが、何か考えていることありますかでしょうか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

(須藤秀人)

はい。これも先ほど少し申し上げましたけれども、この移住促進につながる空き家活用推進事業と言いますのは、いわゆる県が進めている事業でありまして、市町村と県との間に仲立ち、いわゆるコンシェルジュを介して、空き家を利用したい人と市町村との仲立ちをして仲を取り持つということでございますので、市として、例えばなるだけ平川市の空き家を活用してくださいということになると、それらのオプションなり、こちらで平川市に来ればそれなりの有利性があるということがないと、なかなか差別化は図れないと思えますけども、その辺の具体的な当市独自の考え方につきましても、これから始める空き家有効活用できる空き家の調査と並行してですね、これからちょっと検討してまいりたいと思っております。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

これで一般質問を終わります。

(齋藤律子議員)

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

- 石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。
- 石田昭弘議員の一般質問を許可します。
- 石田昭弘議員、質問席へ移動願います。
- (石田昭弘議員、質問席へ移動)
- 9番
(石田昭弘議員)
- 本定例会最後の一般質問となります、6席、9番、新風の会の石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい、1. 平川市国民保護計画について、2. 北朝鮮弾道ミサイルについて、3. 要配慮者の避難対策について質問してまいります。
- 早速、1. 平川市国民保護計画について質問します。
- ここに平川市国民保護計画があります。そもそも、この計画とはいかなるものであるのか。市民の方にとりましては知らない方も、また、わからない方も多いと思いますので、この点に関しまして作成の経緯と内容についてまず御説明いただきます。
- 議長
- 一問一答方式ですので。
- 市長、答弁願います。
- 市長
(長尾忠行)
- 国民保護計画について御説明を申し上げます。
- まず、本市国民保護計画作成の経緯とその内容についてであります、平成16年9月の国民保護法施行に伴い、都道府県及び市町村では、国民保護計画を作成することが義務付けられました。この計画は、武力攻撃やテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市町村が国や都道府県、他の市町村、関係機関等と連携・協力して、迅速かつ確に住民の避難や救援などが行うことができるよう、あらかじめ基本的な事項を定めておくものです。
- 平成17年3月に閣議決定された国民の保護に関する基本方針に基づき、平成18年3月に青森県国民保護計画が策定され、本市においては、国で示す市町村国民保護モデル計画に準拠し、青森県国民保護計画や本市地域防災計画との整合性を図りながら、平成19年3月に平川市国民保護計画が策定されたところであります。経緯としては以上であります。
- 議長
- 石田議員。
- 9番
(石田昭弘議員)
- 作成の経緯と内容について説明いただきました。
- 確認ですが、平川市国民保護計画は、武力攻撃事態または緊急対処事態、つまり大規模テロですね。これから平川市の住民の生命、身体及び財産を保護するために作成された計画と、このようにとらえさせていただきました。
- そこで、質問に移りますけれども、市の責務と職員の役割について。
- 平成19年3月に平川市国民保護計画が作成されてから10年たちます。1ページ、第1編総論の第1章市の責務、計画の位置づけ、構成等の囲みには、「市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等

について定める。」とありますように、市職員全員が平川市国民保護計画に書かれている内容を認識し、市の責務と自身の役割、つまり国民保護措置または緊急保護措置を的確かつ迅速に実施することについて十分に理解されているのかどうか、この点について確認いたします。答弁を求めます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

市の責務と職員の役割についてであります。平成27年1月には本市国民保護計画を包括した平川市危機管理指針を定め、全職員に対して示しており、市職員においては危機管理意識を持っているものと考えております。

ただ、本市国民保護計画については、策定から10年が経過していることもあり、国民保護体制における具体的な市の責務と役割につきましても、残念ながら現実問題として理解は浅いものと感じているところでもあります。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

いま、答弁で理解が浅いと、このようにいただきましたけれども、なぜこの理解が浅いのか。先ほどの答弁の中にも若干ありましたけれども、いま一度原因について答弁を願います。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

私からお答えさせていただきます。理解が浅い原因としては、市職員の日常生活において、これまで有事に際し現実的に影響を受けるといった経験がなく、また日本が平和な国であることが大きな要因ではないかと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

そうですね。これまではそのような考え方って言いますか、社会情勢、日本の国内における平和・安全等ございましたので、ここまで考えるっていうふうなことは、平川市はそうですけれども、その他の自治体においてもそうだったと思います。しかし、いまの現状を見る限りでは、それがかなわない状況になりつつあると感じておりますので。

では、いまのこの浅い理解に対して、今後どのような形でもって取り組んでいくのか、今後の対策等どのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

お答えいたします。理解を促し意識啓発を行うためには、現実的な問題となっている状況について危機意識を促し、その中において市の責務や役割等を意識させていく取り組みが重要であるものと理解しております。

現在、本市国民保護計画の修正を予定しております。今後の見直し時においては、全職員に対しその内容を周知徹底していくこととし、市の責務と理解について士気を高めるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

ぜひ周知徹底をお願いしたいところでもあります。いかなる仕事に当たってもですね、危機管理はプライオリティーの高い事項でありますので、市職員は住民全員に責任を有しております。このことから、全職員が平川市国民保護計画の理解を深め、緊急事態に適切に対応できる体制づ

くりを強く求めます。

次に、市民への啓発と周知について質問します。38ページ、第2編平素からの備えや予防、第4章国民保護に関する啓発の囲みにこのように書いてあります。「武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のように定める。」、このようにあります。

(1) 啓発の方法として、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等のさまざまな媒体を活用。住民向けの研修会、講演会等の実施。高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した啓発を行うことになっておりますが、実態はどのようになっているのか、説明を求めます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

市民への啓発と周知についてでございますけれど、市民に向けた啓発活動につきましては、本市国民保護計画に基づき、国及び県と連携しながら実施することとしております。

本年4月には、緊迫した状況下において弾道ミサイルにかかわる内閣官房からの情報提供を受け、弾道ミサイル落下時の行動について本市ホームページに掲載したところですが、平常時からの啓発活動としましてはこれまで実施しておらず、また、高齢者や障害者等に配慮した周知体制につきましても、現時点では残念ながら整備されていないのが現状であります。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

いまの答弁で、4月に内閣官房より弾道ミサイルについての情報が来たのでホームページに掲載したと、このように聞きましたけれども、いま市長が答弁したように、平素から、平常時からの啓発活動はなされていないということであればですね、先ほどの市の責務と職員の役割と同様に手薄であるし、最初の質問の平川市国民保護計画とはいかなるものであるのかに答えていなく、平川市国民保護計画は、言葉としては非常に厳しくなりますけれども有名無実であると言えるのではないかと思います。

平川市国民保護計画は、住民の生命、身体及び財産を保護するためのものであることから、保護される側の住民も当然、内容を理解していなければ緊急事態に対応することができないこととなります。

世界では、紛争やテロが絶え間なく続いております。公安調査庁の「世界のテロ等発生状況」によると、2017年、今年1月から5月の31日までに56件発生しています。6月に入ってからも3日に、5月22日にコンサート会場で自爆テロがあったイギリスで、またテロが起きました。5日にはオーストラリア、7日にはイラン、9日にはイラク国内とテロが続いています。日本周辺では、軍事力増強と海洋進出を強める中国、核実験とミサイ

ル発射を繰り返す北朝鮮の状況は予断を許さず、緊迫化の一途をたどっております。

武力攻撃事態等は、または緊急対処事態は、どこか遠いところに起きているような感覚であるかもわかりませんが、いつ、どこで、どんな事態が起きても、いまは予想できないような状況下にあります。リアリティにいまそこにある危機を直視しなければならない、そのような状況下にいまはあると思います。外交・安全保障は国の専管事項であって、自治体で外交・安全保障について触れるのはタブーであるという雰囲気があるのであれば、その考え方を変えていかなければなりません。

国民保護における武力攻撃事態等の責任の所在は、また、対応の主体は確かに国にありますけれども、被害に遭うのは市や町、村の住民であることから、最後は自治体の対応が住民の生命を左右することになります。

武力攻撃事態等または緊急対処事態が起こらないことを心から願っておりますけれども、国及び地方公共団体、為政者は、最悪の事態をも想定した対策を講じることが務めであると私は考えております。

住民の生命と身体及び財産を保護するためにも、平川市国民保護計画を実効性のあるものとし、備えを万全にしなければならないと考えております。これについて、市長の見解を求めます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

市のトップとして、最悪の事態を想定した対策を考えていかなければならないことは、もちろん大事でありますし必要であります。ただ、この本市国民保護計画を実効性のあるものにするには、市が独自にさまざまな施策を実施していくことが必要ですが、現状では限界があり、国や県等の関係機関との共通認識において、連携した実施体制が重要であると考えております。

今後においても、避難体制の構築や避難訓練、啓発活動等の実施については、国や県などの関係機関と情報の共有を図りながら検討してまいります。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

確かに、市長のおっしゃることはよくわかります。この件に関しましては、やはり国の専管事項でありますので、一自治体で云々というふうな形でもっての実効ある取り組みっていうことは、なかなか制約があって難しいと思いますけれども、この平川市を一つの家、家庭と考えるならば、やはりこの市の職員は親に当たるわけですね。ですから、住民は子どもである。こういうことを考えたときには、外からのいろんな脅威、またいろんな災害等に対してはしっかり守る手立てを講じていかなきゃいけない。その集合体が国でありますので、ですから確かに制約はありますけれども、この平川市っていうふうな家族をぜひとも守るために、いろんな制約がある中でもって最良の手段を講じていただければありがたいと考えています。

次に、項目2. 北朝鮮の弾道ミサイルについて質問します。内容は、項

目1. 平川市国民保護計画の各論となるものであります。

さて、皆様方も御存じのように今年8日、北朝鮮は、国際社会の度重なる警告を無視し今年10回目のミサイルを発射しました。国連安全保障理事会で、弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮を強く避難し、制裁決議を全会一致で採択した矢先のことでした。

産経新聞社とFNNが今年の4月の15、16日の両日に実施しました合同調査によると、「北朝鮮の核・ミサイル開発に脅威を『感じる』と答えた人は91.3%に達した。」としているように、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威は日増しに強くなっている感を否めません。平川市国民保護計画の武力攻撃事態③弾道ミサイルの攻撃が、現実味を帯びて来つつあるように感じられます。

そこで質問ですが、政府は4月21日、各都道府県の危機管理担当者を都内に集め、北朝鮮の弾道ミサイルが日本の領域内に着弾する場合に備えた説明会を開きました。その後、これを受けて、県から市町村に対して説明会は開かれたのでしょうか。お知らせ願います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

説明会に関しましては、各都道府県を対象とした説明会後において、本県では、その後に開催された市町村・消防本部危機管理担当課長会議において説明がありました。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

県からの説明があったということですが、それでは、少し内容について確認させていただきたいと思います。

政府の説明会では、ミサイル着弾時に国民がとるべき行動として、(1)頑丈な建物や地下街などに避難、(2)近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、(3)屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する、などと紹介されております。また、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の積極的な実施を求めています。

質問は、平川市国民保護計画65ページ、4. 事態の類型等に応じた留意事項、弾道ミサイル攻撃の場合、①に政府の説明会と類似の行動が示されていますが、弾道ミサイル発射からミサイル着弾時の初期動作や具体的な避難の方法について、改めて説明をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

警報発令されたときの避難行動及び避難場所についてであります。弾道ミサイル発射に伴う初期動作や避難方法につきましては、4月2日開催の説明会后に、消防庁より本県を介して本市にも示されております。

その内容では、政府では、弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流し、また、緊急速報メール等で緊急情報をお知らせすることとされております。

また、メッセージが流れた場合の行動としては、議員御指摘のとおり、

屋外の場合は近くのできるだけ頑丈な建物や地下街への避難、近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内においてはできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動することとされております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

いま説明をいただきましたが、弾道ミサイルの発射及びミサイル着弾時の初期動作や具体的な避難方法について住民がどれだけ知っているか、これが生死を大きく分けることとなります。

報道各社によると、4月の19日、宮城県大崎市で、Jアラートの機器整備中に防災無線で市全域に誤って「ミサイルが着弾する可能性がある。」と一斉送信するミスがあり、職員が誤報に気づき6分後に7回にわたって訂正放送しました。市には「ミサイル着弾は本当か。」「内容がよくわからないので教えてほしい。」などの問い合わせの電話が、報道各社によって件数が違いますけれども約600件前後殺到したとしております。

市の誤報はあつてはならないことですが、再発防止、しっかりと努めていく、これは当然でありますけれども、問題は、問題はですよ、もしこれが誤報ではなく本当であったとするならば、警報システムJアラート及びJアラートの警報を受けての避難措置の認識が住民にないため、1次被害はもとより、パニックなどによる2次被害にまで拡大するおそれがあったということです。

こうした事態を防ぐためにも、事前に弾道ミサイルの発射及びミサイル着弾時の初期動作や具体的な避難方法を周知徹底する必要があると考えます。この点について市の見解を伺います。

また、実際に国民保護のサイレン音はどんな音なのか。そのとき何をすればよいかなど、情報だけでは行動に移すのは難しいと思いますので、平素から訓練を行うことが必要になると考えます。

今年3月17日、内閣官房、消防庁、秋田県、男鹿市の主催により、秋田県男鹿市北浦地区で、弾道ミサイルを想定した戦後初の住民避難訓練が実施されました。

政府は、各地の自治体からミサイルの落下を想定した住民の避難訓練の実施に向けた相談が寄せられていることから、万が一の事態に備えて訓練をできるだけ多くの地域で行いたい、自治体側と調整したうえで順次、訓練を実施していく方針を示し、今年4日には山口県阿武町、福岡県大野城市、9日には山形県酒田市西荒瀬地区、11日には広島県福山市、12日には福岡県吉富町と新潟県燕市で実施されました。

ミサイルの多くが東北・秋田県沖であることを考えると、その延長線上にある平川市も、万全な対策を講じる必要から住民の避難訓練を行うべきであると考えますが、市の見解を伺います。以上2点についてお願いします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

住民の避難訓練っていうのは非常に大事かと思えます。議員御指摘のとおり、弾道ミサイルが発射され、万が一Jアラートによる緊急情報が本市を含む範囲に配信された場合、現状では、避難措置の認識不足から市民がパニック状態になることが懸念されます。

このようなことがないように、政府が求める弾道ミサイル落下時の行動内容につきましては、事前の周知徹底が重要であるものと認識しており、先ほど申し上げましたとおり、本年4月には内閣官房からの情報に基づき、本市ホームページに掲載したところであります。

また、有事においては、警報を受けての迅速な行動が求められるなど、一刻を争う事態が想定されます。これらを踏まえ、今後においても国や県等の関係機関との情報共有を図りながら、啓発活動等の実施について検討してまいりたいと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

いまの答弁では、情報の周知徹底、これはしっかり行っていくと。訓練については、少し消極的なような状況ではあったかと思えます。これに関しましては、私はできる限り早くお願いしたいなと思っております。

このミサイルの発射、また着弾時における大事なことは初期動作であります。弾道ミサイルの日本への到達時間は約10分と言われております。そして、どこに落ちるかわかるまで約5分程度かかると。そこから警報が鳴って避難できる時間となれば約3分。3分が生命を分けることとなります。

先ほど述べたように、国民保護のサイレン音はどんな音なのか、その時何をすればよいのかなど、避難訓練を共有しておかなければ即断即応は難しいと思われまので、毎年行われています市の防災訓練に組み込み、早めの実施を私は願うものであります。

それが難しいというのであれば、先ほど言ったように情報の周知徹底等あると思えますけれども、実際、ペーパーとか画面で見て認識するよりは実際体験したほうが身につきますので、そして瞬時の対応も行動がイメージ化されますので、即応体制として緊急避難等も間違いなく行われていくと思えますので、ぜひともこの避難訓練に関しましてですね、ぜひお願いしたいと思います。見解をお願いします。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

避難訓練についての再質問でございますが、私ども、国・県と連携した取り組みが必要かと思われまので、その辺については検討してまいりたいと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

国・県との連携も必要ですけれども、全体を包括してやっていくとなれば、なかなか時間的にも準備等もあって難しいと思えますので、このサイレン音をですね、録音して聞かせていただくとか、例えば簡単なさっきのミサイル着弾時における行動の取り方ですね。こういうふうなものは今度、8月ですか、行います市の防災訓練等でも可能かと思えますので、1つの

プログラムとして入れておくのも私は大事なことはないかなと思います。

そしてもう1つ、初期動作において1つの大きな大きな課題があります。それは何かと申し上げますと、頑丈な建物や地下街などの避難施設が少ないということです。これは平川市のみならず、多くの市町村でも抱えている課題であると思います。通常弾頭もさることながら、もしこれが仮にですよ、核弾頭搭載の弾道ミサイルの場合は、現段階ではまったくと言っていいほど対処できない状態にあるのではないかと思います。

実際に、NPO法人日本核シェルター協会の調べによると、永世中立国スイスでは、普及率100%で国民全員を収容できる核シェルターを整備し、数か月分の食料が備蓄されています。ちなみに、アメリカでは82%、シンガポール54%、お隣の韓国ソウル市ではなんと323.2%の確保率で、市民全員がすぐ退去できるようになっております。また、国内においても、地下空間などを利用した待機所が全国に1万4,000か所以上あり、その場所を示す標識まで立っております。

一方、この日本はどうかと言いますと、日本の普及率は0.02%で備えがないに等しい状況にあります。本来であれば、これは政府が国民を守るために整備をしてこなければならなかったものでありますけれども、現状においては後手後手に回っている感が否めません。

こうした点も考慮しながら考えてみたときにですね、これはまた1つ提案になりますけれども、本市の本庁舎、これが建設、これからされていきます。この本庁舎は防災拠点ともなることから、自然災害のみならず武力攻撃災害をも想定した構造を加味したもの、例えば、土地の段差を活用した半地下構造にして、通常は駐車場及び防災用資機材の備蓄などに利用し、災害時には避難所などに使えるようにすることもあり得ると思いますので、これは答弁は必要ございませんので提案させていただきます。

防災は、地震や津波、風水害だけではなく、ミサイルの脅威にも備える時代に入ってきているのではないかと、このように感じております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。項目3. 要配慮者の避難対策について質問します。

平川市国民保護計画54ページ、第4章警報及び避難の指示等には、災害時要配慮者（高齢者、障害者、外国人等）への対応が示されています。

昨年の12月議会一般質問において、平川市地域防災計画についての中で、要配慮者のうちみずから避難をすることが困難な者、避難行動要支援者の名簿作成について質問しました。その後の名簿作成の進捗状況を伺います。

市長。

避難行動要支援者の名簿の進捗状況についてであります。昨年12月議会の時点では、名簿登録者は922人でありました。

この名簿の登録については、広報による制度の周知や登録の呼びかけを行い、また、障害者や要介護者などで対象となる方に対しては、個別通知により登録をお願いしてまいりました。このことにより、新規の登録者も

○議長

○市長

（長尾忠行）

増えており、今年1月末現在の名簿登録者は1,090人となっております。

この名簿は今年3月に、これまで提供していた民生委員児童委員と社会福祉協議会に加え、新たに自主防災組織、消防団、消防署や警察署などの避難支援を行う関係機関にも提供しており、災害発生前後の避難支援のほか、平時からの地域の見守り活動にも活用していただくこととしております。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

名簿の作成1,090人というふうなことで、要配慮者の中の避難行動要支援者の方の整備は終わっていると、このような話をいただきましたけれども、ここで1つ問題となるのがですね、この避難行動要支援者名簿、これはですね、その都度その都度いろんな事情から変更がなされていくものであると考えます。

そうした場合にですね、やはりこう名簿が正しくないで避難支援等関係者、いま答弁でありましたとおり自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察などが的確な対応ができないおそれが生じてまいります。ですから、たびたびにこう名簿は変わっていく。例えばどうということかと申し上げますと、名簿登録者が亡くなったりとか転居、そしてまた転移、こういうふうなものがこの1年間のうちにはあると思います。

ですからこそ、この名簿の作成の変更に関しましてはですね、定期提供時、つまりは毎年2月に行われているとこのように伺っておりますけれども、それでは災害がいつ起きるかわかりませんので、適宜その都度その都度知る範囲でもってできる限りその対応をしていかなければならないと考えています。市民の生命を守るためにもこの迅速な対応、できないものかどうか伺います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

避難行動要支援者名簿の新規登録や、緊急連絡先などの登録情報の変更については、申し出に応じて随時、登録・修正を行い、避難支援を行う関係機関に提供しております。

一方、名簿登録者の死亡や転出等に伴う修正については、申し出されないケースが想定されることから、それを補うための作業として毎年2月の定期提供時に行う予定としていたところであります。

今後は、定期提供の時期や回数を再検討し、的確な避難支援ができるよう名簿の整備に努めてまいります。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

いまの答弁では、毎年2月のみならず、今後はその状況に応じて修正もあり得ると、こういうふうなことでしたので、これはまたこの災害時に支援を要する方にとってはありがたいことであると思いますのでぜひとも、なかなか事務的には大変かと思いますが、できる限り対応をお願いしたいと思います。

次に、外国人の対応について質問します。

平川市地域防災計画及び平川市避難行動要支援者避難支援全体計画に記載されている要配慮者の中には、外国人も含まれます。

全国では、外国人旅行者が年々増えています。当市においても、青森に寄港した大型客船の旅行者が盛美園等を訪れております。また昨年は、台中市との友好交流協定を締結したことによって、今後、当市においてもますます外国人旅行者が増えることが期待されます。

旅行以外でも、就労目的で当市を訪れる人があることから、外国人の安全・安心を確保することも市の責務であると私は考えております。

自然災害のみならず、武力攻撃事態等または緊急対処事態がいつ発生するかわからない昨今、平川市国民保護計画に示されているように、外国語による対応も求められております。

そこで、災害が発生した場合速やかに対応できるように、仮称ではありませんけれども、外国人災害時初動対応マニュアル・災害時避難マニュアル及び外国人向けの多言語による災害対応パンフレットやチラシを作成し、観光施設、宿泊施設、外国人を雇用している事業所、ファームステイ、ホームステイなどの受け入れ施設に設置する必要があると考えますが、市の見解を伺います。

○議長

市長。

○市長

外国人の対応についてであります。

(長尾忠行)

旅行者等が訪れる施設においては、災害が発生した場合、日本人・外国人の区別なく利用者の安全を確保し、適切な保護をすることが求められます。

特に外国人に関しては、本人の不安を少しでも和らげるような特別な配慮が必要であり、突然の災害にも慌てることなく対処できるよう、外国人受入者及び行政がそれぞれの役割をしっかりと認識し体制を整えておく必要があります。

現在、市内の宿泊施設やファームステイ受け入れ団体の状況を見ますと、受け入れ者としての安全配慮義務において、みずからの施設に即した対応マニュアルを整備しているところがありますが、外国人対応の部分については、内容が十分整理されていないところも見受けられます。

受け入れ者のマニュアルについては、本来受け入れ者側で作成し整備すべきものと考えますので、市といたしましては、参考事例を紹介するなど支援してまいりたいと考えております。

また、避難所の運営につきましては、外国人も含めた避難行動要支援者の受け入れ指針を平川市避難所運営マニュアルで定めております。今後は、このマニュアルを活用した避難所設置・運営訓練等を実施し、市職員の災害対応能力の向上に努めてまいります。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

この外国人に関してですね、実体験を通してのお話を少しさせていただきましても、昨年から私もファームステイを行ってございまして、この

5月にはですね、台湾からのファームステイを受け入れることをしました。そこで、受け入れに当たりましてですね、学校法人青森田中学園制作の「あおもり農業体験受入マニュアル2010」、これをいただきました。

緊急事態、緊急時対応マニュアルとして、けが編、病気編、迷子編は書かれていますけれども、地震や津波、風水雪害などの自然災害、ましてやこれは当然でしょうけれども武力攻撃事態等または緊急処理事態の対応に関しては記載されておりませんでした。

平常時でもですよ、言葉の障害によって意思の疎通が難しい外国人の方々を相手にしていますので、これがもし仮に災害が起こった場合はどうなるかと考えると、速やかに相手に理解をしていただいて避難をしていただく。これはまことにですね、まことにこれは大変なことであると。非常にこう困難が伴うものであると、これが率直な感想として私は今回感じさせていただきました。

完璧なものをつくるということになれば、なかなか時間等もかかると思いますし、また各そういうふうなこう受け入れ側にゆだねるという話でもって、先ほど答弁でありましたけれども、これはですね、市そのものがやはり安全・安心ですね、住みよさっていうものをうたっておりますので、この点に関しましても市主導でもってもう少しですね、このマニュアルづくりに対してはですね、積極的にかかわっていただきたいなと思っております。

例えばですね、簡単にできるものとしては多言語のピクトグラム、または多言語による災害発生時対応文例集などが比較的早くできると思いますので、このようなものはですね、一度つくっておくとずっとこれは継続していきます。これを市役所なり、また市の関するさまざまな施設、公共の施設に置いて結構ですし、また先ほど言ったように各受け入れ施設にも当然置きますので、こういうふうなものを一体化しておくということもこの安心、また安全につながっていくと思いますし、特にここは強調して言いたいんですけども、海外とこれからつき合っていくに当たって、先ほど台中との友好協定もある中でもってたくさんの方が来ます。当然ながら、私もこの間台湾の子どもたちを受け入れました。そうしますと、私の場合をも考えてもそうでしょうけれども、子どもがかの地に行った場合、その安全はどうかと考えた場合、その受け入れに任せているだけだったら片手落ちになると思いますので、市としてもですね、そういう子どもたちが安心して来ていただいて、また安心して帰っていただく。安全に来ていただいて安全に帰っていただく。これはやっぱりしっかりとしていくことが、今後ますます交流を深めていくに当たっては大切だと思います。

危機管理は先ほども言ったとおりですね、プライオリティーの最高位に属するものだと思いますので、この点どうでしょうかね。もう一度、この簡単なもので結構ですのでピクトグラムとかですね、多言語によるピクトグラム、または多言語による災害発生時対応文例集等つくっていただくこと

○議長
○市長
(長尾忠行)

は可能なのではないのでしょうか。1つ、この点についてお願いいたします。
市長。

議員御指摘のとおり、避難所等で外国人を受け入れる場合や、あるいはまたファームステイ等で受け入れた場合、簡単な英語や絵、写真などを表記したコミュニケーションカードなどで意思の疎通を行う手段というのは非常に有効であると考えられますが、現在、市ではそのような備えは行われていないのが実情であります。

今後は、通訳等の災害ボランティアなどの活用と併せて、そのような手段を想定した備えについても検討してまいりたいと考えております。

ここにあるのは東京都の出しております災害時初動対応マニュアル、外国人の安全対策のことも載っておりますけれど、こういう、議員がピクトグラムと言いましたが、図による記号であります。こういうふうな整備等も今後考慮していかなければならないと思っております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。
ぜひともそのような方向でもって、よろしくお願ひしたいと思います。それが海外、外国人にとってもこの平川市、安全で安心のおけるすばらしい土地だなど、すばらしい場所だと、また来させていただきたいなど、このようにつながってまいると思いますので、この点を十分に対応のほう、よろしくお願ひし、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。
本日の日程はすべて終了しました。
次にお諮りいたします。
会期日程表のとおり、14日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思っております。

○議長

これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、次の本会議は、15日、午前10時開議といたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後12時06分 散会

